

## 財産の倫理的性質

藤井健治郎

### 一

財産といふものが、確然たる所有權といふ權利の對象として寫象されるやうになつたのは、一般文化が餘程進歩した後のことであらうが、しかしこれは自分の物、それは他人の物といふやうに、即ちメーウム (Meum) と トゥーム (Tuum) とを區別して、或種の物體を寫象してゐたのは、水陸に對してまだそうした考がなく、謂はゞ共有の狀態を保てゐたばかりでなく、其水陸から獲て來た、若しくは採て來た物に對してさへ、まだ自分の物、他人の物といふ差別を意識してゐなかつた、謂はゞ原始的又は朴素的共産時代ともいふべき時代にさへあつたことである。例へば漁獵に用ゐる道具や、又は原始的な裝身具などは、そうした物として扱はれてゐたらしい。(Laveleye, Das Ureigentum, deutsch. Übers. bei Bücher; Letrouneau, Property, Its Origin and Development; Bücher, Entstehung der Volkswirtschaft; Maine, Early Law and Customs; Hobhouse, Morals in Evolution;

Westermarck, *Origin and Development of Moral Ideas* 等に據る。)だから財産といふ概念を極く廣義に理解すると、それは文化といふものゝ殆ど見られない、随分原始的な野蠻の人間にもある所の事柄であるといへるのである。此のメーウム・トゥーウムは大抵個人の生理的差違に基づいて起つて來たものであらうと説くものもあるが、(Spencer, *Principles of Sociology*, Pt. V. chap. XV; I. Stein, *Die soziale Frage im Lichte der Philos.* 8. Vorl.) 而して其意味は多分、人には大小強弱肥瘠の別がある。従て、其の使ふ道具に、人によつて適不適が生じて來る。そこで人は皆銘々自分に適した道具を用ふ。それが專用となつて、所有といふ觀念の土臺となるといふのであらう。しかし野蠻人間には個人的大小強弱肥瘠の差違は甚だ少いもので、男女の區別でさへも餘り甚しいものでないのは、輒近野蠻未開人を探險觀察したものの、殆ど一致して唱へてゐる事柄である。それを事實とすれば、生理的差違を私有財産制を惹起す誘因の一に數へるのは、事實上から觀て謬つた見解であるといはねばならぬ譯である。それよりもメーウム、トゥーウムの差別は、固より意識の十分發達した、明瞭なる意味に於いていふのでなく、むしろスペンサーや (Spencer, *ibid.*) ウェスターマルクなどか (Westermarck, *op. cit.* Vol. II. pp. 51 ff.) 犬や、とげ魚や、鳥や、猿やについて述べてゐる所の、自他物差別感の

感情が自然に發達したものであると觀るのが、むしろ穩當であるまいか。従て野蠻未開の人種の間にも財産觀念があるといつても、それは甚だ漠然たる者に相違ない。それを稍明瞭な觀念に導いた重なる誘因の一つは、恐らくタブーと、所有物と所有者との間には一種の神祕的な關係があると信じてゐる、その信仰とであらう。(註一)

一。ホップハウスは占據或は專用と、神祕的關係の信仰と、タブーとの三つを、財産起源に對して同様の關係を有つてゐるものであるかのやうに説いてゐるが、(Hobhouse, *Morals in Evolution*, Ch. VIII. それは考へ方が異ふと思ふ。占據又は專用は財産觀念を起した本であるといへやうが、神祕的關係の信仰とタブーとはそうでない。是等は既にメーウム、トゥーウムの差別の觀念があつた上に始めて作用し得る事柄で、そうした觀念の全くない處に働くことは出来ないのである。現にタブーの如きはメーウム、トゥーウムの差別の意識が相當に明瞭になつてゐるのみ行はれてゐる風習である。

以上述べたやうに財産といふ觀念は、其漠然たる意味に於いては、野蠻未開の人種間にもあるものであるが、それが今日の文化國家及國際間の中に於て觀る通り所有權といふ權利が確認され、其對象として有形、無形の財産が成立し、従て國內的に、又國際的に財産制度といふものが確立するに至るまでには、財産觀念は、随分多趣多様の複雑した變遷を経過してゐる。そうしてその變遷の各階段に相應して、深い心理と倫理とがある。其心理は暫らく措いて論せず、唯、倫理だけについていへば、それ等の各發達階段は、すべて絶對の理想又は絶對の當爲その者を如實に表はしてゐるもの

でなく、その當時、當時の環境に應じて、變容した處の理想又は當爲を現示したものである。而して以上の發達階段の中に於いて、所謂私有財産制度が生れるやうになつてから、その倫理上の關係は一層複雑にもなり、又重要にもなつて來たものである。彼の管子の『倉廩實則知禮節。衣食足則知榮辱。』管子牧民第一の言の如き、或は孟子の『有恒産則有恒心。無恒産則無恒心』の語の如きは、すべて私有財産制度が起つてから以後の財産と道德との關係をいひ表はしたものである。又富及財産は人に違を與へるものであり、違は人をして眞に人らしい生活を爲さしめるものである。』といつたアリストテレスの論や (Aristotle, *Politics* trans. by Jowett Pp. 221, 229-30, 233-34 [1.]) それから極近く現代に於いてもよろ／＼の學者達が喋々論じてゐるのも、皆私有財産制度と道德との關係についてである。(Paulsen, *Ethik*; Dewey and Tufts, *Ethics*, pp. 486-195; Cronin, *Science of Ethics*; Mecklin, *Social Ethics*; Adler, *An ethical Philosophy of Life*; etc.) (以上の中單に私有財産の道德上に於ける關係の陳述だけについていへば、タフツの説明は、比較的能く要領を得た陳述である。)

かやうに倫理から觀ると、財産は種々の發達變遷を経て來たものであるが、今は其歴史を釋ねやうといふのでなく、財産の倫理的性質を究明しやうとするのである。

それには其縦の歴史を横に押し潰して、平面圖にして觀なければならぬ。而して其平面圖にして觀る第一の方法は從來唱導されたる財産のジャステフィケーションについての諸説を吟味することである。換言すれば諸説を批判することであり、若しくは其教相判釋を試みることである。

## 二

財産のジャステフィケーションに關する説にはどんなものがあるか之について諸家は各其觀る所に從て種々に列擧してをるが、註二予はそれ等諸家の見解を摺撫して、其重なるものと觀る所の四を擧げやうと思ふ。

- 註ニシムモラーは先づ大別して(イ)個人主義的見解 (individualistische) (ロ)中心主義的見解 (Centralistische) の二をなし、前者を更に小分して(一)自然的財産説 (natürliche Eigentumstheorie) (二)自然的・經濟的財産説 (natürlich-ökonomische Theorie) (三)羅馬法上の占有説 (die römischrechtliche Occupations theorie) (四)勞働説 (Arbeitstheorie) の四説をなし、後者を更に小分して法律説 (Legal Theorie) カツた。 (Schmoller, Grundriss der allgemeinen Volkswirtschaftslehre, Bd. I. Ss. 389 ff.)
- シムトモニーは(一) Naturrechtstheorie (二) Arbeitstheorie (三) Besitz-ergreifung-Occupationstheorie (四) Gesetz (Le-galtheorie) (五) Rechtsentwicklung aus Zufälligkeit の五説をとり、(六) Stammler, Wirtschaft und Recht。
- カフマンは(一) Occupationstheorie (二) Arbeitstheorie (三) Vertragstheorie (四) Legal theorie (五) Natürlich-ökono-mische Theorie (六) Naturrechtstheorie の六説をとり、 (Laveleye, Das Ureigentum, deutsch. Übers. Ss. 510-532)

キネローパーは第一占用説 (Occupation Theory) 第二法律説 (Legal Theory) 第三勞働説 (Labour Theory) の三つに分類してゐる。(Willoughby, Social Justice, pp. 78 ff.)

シニールは第一自然説第二勞働説第三占用説第四法律説の四に分けてゐる。(H. V. Scheel, Eigentum, ein Artikel in Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Conrad)

第一自然説 予が此に自然説と名づけるのは、シュモラーの分類の第一類の第一、第二の兩説を合せた程のもの、又ラヴェレーやシニールなどの觀方からいへば、前者の第五説後者の第一説などに相當してゐる説を指すのである。又之を此説の代表者からいふと、フイヒテ、シエタール、ブルンチェリーなどがそれであつて、即ちそれ等の人々の説を綜合して觀た所の説を意味してゐるのである。今其の大旨を述べて觀れば、人間本來の面目、即ち理想的の人間といふものは、如實に其の姿を経験世界に現してをるものでなく、場合／＼に起つて來る諸の經驗的條件に制約されて、次第に實現されてゆくものである。かやうに制約してゆく條件の中で、重要なる一つは、富及財産である。『富はアン・ジヒでオイダイモニアでないがしかし眞のオイダイモニアを實現する方便として、おろそかには出來ぬものであり』(アリストテレス、ニコマキア・エシックス) 又『財産は十分に自由を發揮せんが爲めに必要缺くべからざるものである』(Fichte, Rechtsphilosophie)

以上は財産のジャスチフィケーションに就いての一説であるが、その説からそれと極近い、他の一説が導き出される。それはかうである。富及財産は前に述べたやうに人間の生存及發達に取つて必要な條件である。されば人間が此世に生れたといふ以上、其財産を自由に獲得し、所有し、使用するの權利が、自然に其人間に賦與されてあらねばならぬ筈である。それが謂ふ所の自然權利である。その自然權利といふ事が財産をジャスチファイする理由になるといふのである。

以上の二説の中、前説の自然的經濟的見解は、『富』は人格の存續發展に必須なものであるといふことを確める説であつて、『財産』がそれであるといふことを立てゐる説でない。此説の眼目としてゐる點は、人格の存續發展には富が必要であるといふ處に存してゐるのであつて、その富の歸屬の状態、即ち所有の關係などは全く問題としてをらぬ筈である。それ故シユモラーは、此説はアンジヒに全然正しい思想であるけれども、まだ言ひ足りない不十分な處のある説である。彼の小作人を觀よ、彼は耕地を所有せず、唯他人のそれを耕作することによつて、結局彼等の生存を保つていつてをるし、又工場労働者を觀れば、彼等も他人の機械を運轉し、他人の原料を使用して、以て彼等の生存を遂げてをる。此等の點から觀ると、此説は土地や、資本の財産とい

ふことには適用出来ない説である。』(op. cit. S. 389 F.)といつてゐるは、如何にも尤もな説といはざるを得ない。

前説第二説の自然權利説は西洋の近代國民生活に極めて重大にして緊密なる關係を及ぼした所の説である。しかし此説は權利といふ概念を正しく理解してをらぬといふ點に就いて第二には人間をアトムと觀社會は其アトムの集合であるといふ個人主義的見解社會の機械的見解といふ處に於いて根本的な弱點を有つてをる所の説であることは、今改めて論ずるまでもない。(此自然權利説については特にラヅエーの前出書五二七頁以下參照)

第二占用説 是は個人が自己の意思によつて或る物を占用した場合に其人が其物を所有したといはれるといふ説である。是は西洋に於いては専ら羅馬法中にある所の思想で、近世歐羅巴に於けるそうした思想は其羅馬法から流れ出たものさされてゐる。その流に棹した學者達は、之をも採つて以て自家藥籠中のものとなし、以て彼等の自然權利説を構成してゐる。今、一人の代表者としてグロッシュの説を述べて觀やう。『神は人類に對して下等の庶物に對して齊しく權利を賦與してゐる。(中略)一切の者はすべて共有であつて分割されなかつた。恰もすべての人が一つの

世襲財産を所有するやうに。故に人は誰れでも自己の欲する所のものを取り、自己の能ふものを消費することが出来る。而して一旦或る人が取つた處の物は、他人は之を奪ひ取ることが出来ぬ。若しそんな事をすればそれは不正である。チチエロは此状態を舞臺に比較してゐる。舞臺は共通のものであるけれども、しかし俳優が其役割に從て一定の地位を占めた時には、その場所は彼のものである。(中略)然るに一方では人類が種々の地方に分散することによつて、一方では人は時として正義の念を缺き親切の情に薄いが爲めに此地上の果實を共同に用ゐることが出来なくなる。かくて吾人は如何にして財産の生じたかを知る。即ち財産は(中略)或は明らかに分割といふ事實か、又は暗黙の中に占用といふ事實によつて生じたものである云々』(H. Grotius, *Laws of War and Peace*, transl. by Whewell, Bk. II, Ch. II)。以て占用説の如何なる説の如何なる説であるかを觀ることが出来る。

此説は一部は事實に合してゐるけれども、一部は事實に違つてゐる。現實手に持つことが出来るやうな獲漁の道具であるとか、又はそれによつて獲得した獲物のやうなものは、所謂占用によつて、彼の所有物であるかのやうにされるが、換言すれば動産の中で現實把持し得るやうなものは所有物とされるけれども、ラヴェレーのいつて

をるやうに土地の如きはそうでない。土地は其初に於いては大抵皆共有のものであつて私有などといふものはない。だからたとひ何人も占用してゐない土地であつても、それは所有者なしの土地でない。所有者は立派にある。それは其の種族であり、團體である。それ故何人かが土地の或る部分を占用することがあつても、それによつて、土地の其部分が、その人の所有物となるといふことはない。是れが此説の第一の難點であるが、次に加へられる所の難點は、此説はその占用といふことに何等の制限をおいてゐないといふことである。然るに實際に於いては、その占用は、或は全く偶然に出てもあらうし、或は詐欺によることもあらう、或は脅嚇によることもあらう。而かもかやうな三種の方法によつて占用されて物でも、吾々に果して之を正しい占用といふことを許すであらうか。

加之此説は第三に單に、起源、即ち如何にして私有財産といふものが起つて來たであらうかの徑路を説明するものであるが、其の説明するべき財産の本質を明かにする所でない。即ち此説はオリジンとヴァリデチーとを混同した所の説である。又其のオリジンを説いた所の説であるにした所が、占用は財産起源の唯一の方法でない。其外に猶種々の方法がある。だから起源を説いたものとして聽いても不完全な説

である。

第三法律説 此説は民法が私有財産の法律的道徳的基礎を與へると説く所の説で、ホッブス、モンテスキュー、ベンザム、ラッサルなどは此説の代表者とするものが出来る。

モンテスキューは『人は其自然の獨立を棄てて、政治法の下に生活するやうになつたと同じく、彼等は又其自然の諸物共有の状態をすてて、民法の下に生活するやうになつた。人は前者によつて自由を得、後者によつて財産を得た』(Montesquieu, *The Spirit of Laws*, BK. XXVI, ch. XV.) 此説では財産の起源を説明して、其本質を説かないやうに見えるがモンテスキューは之に對してそうでない、やはり其本質を説くものであるといつてゐる。即ち人が原始的共産生活を棄てて、すべて私有の財産を有する生活に入るやうになつたので、自他共に幸を享け、又社會一般の幸福を増進することが出来るやうになつた。こゝに私有財産制のジャスチフィケーションがある、かやうに謂つてをる。(同上)その他ホッブス (Leviathan) ベンザム (Principles of Civil Code ch VIII.) ルソー (Social Contrast, BK. I, Ch. VIII & IX) なども種々のことを論じてをるが、それ等を綜合して見ると、其論旨は一、國家の法律の力が十分でなかつた時代には、唯物質的の力に依る占有所持といふことがあつただけで、確然たる財産などはなかつた。二、所有

權の確立は國家權が確立して法律が十分に整備されて後からのことであるといふに歸する。

此説は彼等の唱へてゐる範圍内に於いては正しい説であるけれども、しかし獨斷的であることを免れない點がある。それは如何なる點かといへば、彼等は財産といふ概念を、殆ど今日の民法上に限定してある意味のみに局限して、其以外の意味の財産をば眼中に置かずして論を立てゝをるといふ點である。財産てふ概念は種々の變遷發達を遂げてゐるもので、前節に述べた神祕的關係や、タブーに依る財産は、今日の民法上に規定されてあるやうなものではないが、しかし互に相侵害しないといふ點に於いては今日の所有權に比して決して遜色がない位のものである。此點を見逃してゐる此説は、先づ此に其第一の缺點を有つてゐるといはなければならぬ。

次にシュモラーがいつてるやうに (ibid.) 此説は純粹に形式的なものであるが故に、私有財産の必ずなかるべからざる所以の理を明にして居らず、又たとひホップスやモンテスキューのやうに、此點について幾分説く所があつたにしても、其私有財産といふものは如何の程度にあらなければならぬものかを限定して居らぬ。然るに財産の本質に關する議論の焦點は、實にそこに存してゐるのであり、而かも現在の活問

題としての興味も亦そこにある。(此點は後節に詳しく論ずる折がある)。それを究明しない法律説は決して完璧の説といふことは出来ぬ。

第四勞働説 此説は富は唯勞働によつてのみ産出されるもので、而して自分の勞働によつて産出した富は、産出者其人が之を所有するのが當然であるといふ説で、其好代表者はロックなどで、其外多數の經濟學者などもそれである。ロックの論の要旨は次の如くである。神は人間に共有的に此地球を與へた。されど人が此地球及地球上に生ずるものを用ふる時には、どうしてそれを分けて用ゐねばならないから、各人は互に他人を排斥ヒツキスクリユードして、或る物を利用することを承認し合はねばならぬ。又人はすべて自己の自體にたいしては、それを自分の物なりと主張クレームするものが出来る。従て其自體を働かせることの勞働、並に其勞働から生じたる結果は、又一様に之を自分の物なりとクレームすることが出来る筈である。何人もそれを産出した人よりも、その産出物に對してより多くの權利を有つてゐるとはいへぬ筈である。(Two Treatises on Civil Government, Ch. IV.) 是で勞働説の趣意は分かると思ふ。

シユモラーは此説に對して分業といふ點から先づ第一撃を加へてゐる。それは勞働のみが富を産出するものであるといふことは假りに之を許したにしても、近代産

業組織は非常に細分された分業組織になり、従て労働の結果として産れたる富は、衆くの人々の合力の結晶である。そこで其富の何分は何人の手で、何分は何人の手で出来たものであるかの分合割をすることが殆ど不可能である。それが不可能であるから、従て結果の富に對して甲に何分の権利があり、乙に何分の権利あるかを確定することが出来ぬ。従て此労働説のみからでは、産出された富の歸屬を確定することが出来ぬといふのである。(Hobbes)而かも此點が現代に於いて大なる論争を惹起してをる點である。(後節詳しく述べる機會がある。)のみならず、労働説のみから考へたならば、財産相續のことも、又ある慈善財團の財産のことも理解が出来ないことになる。だから此説でも決して完全した説とはいへぬ。

—第二節終— 未完—